

空家等の適切な管理の推進に関する協定書

つがる市（以下「甲」という。）と公益社団法人つがる市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、所有者等による空家等の適切な管理を促進することにより、空家等が管理不全な状態になることを防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建物その他の工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木、その他の土地に定着するものを含む）をいう。
- (2) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- (1) 甲は、市内にある空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。
- (2) 甲は、広報誌、市のホームページその他の方法により、乙が行う空家等管理業務の広報に努めるものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は、空家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- (1) 目視点検
- (2) 除草
- (3) 清掃
- (4) 植木の剪定等
- (5) その他、乙が受託できる一般作業、一般管理

（乙が行う業務に関する責任）

第5条 乙は、第3条の紹介等により乙が行う業務に関し、何らかの問題が生じた場合



は、直ちにこれらの解決のために対応するものとし、甲は、このことについて一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月1日

甲 つがる市木造若緑6 1 番地 1

つがる市長 福島 弘 芳



乙 つがる市木造末広4 2 番地 3

公益社団法人つがる市シルバー人材センター
理事長 吉田 謹 浩

